

「土人給料勘定」のしくみ（Ⅱ）

—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—

東 俊佑

Key Words 蝦夷地（Ezochi）、松前藩（Matsumae clan）、アイヌ（Ainu）、ロシア（Russia）、近世（Early modern）、江戸時代（Edo period）、場所請負制（Subcontracted trading post system）

1 はじめに

本稿は、拙稿（東 2018）の続編であり、（Ⅰ）初編に対し、（Ⅱ）は続編（二編）となる。以下、前者を「Ⅰ初編」、後者を「Ⅱ本稿」と記す。

2 帳簿の構造

『北蝦夷地用』は、和人が経営するウシヨロ会所によるアイヌの雇用（労働）の実態を読み解くことが可能な経営帳簿である。164丁からなり、内容は、次の（1）～（14）に大別できる^{（1）}。「2オ」「21ウ」などは丁番を示し、「2オ」なら2丁目オモテ、「21ウ」は21丁目ウラの略である。

- （1）文久2年アイヌ人別帳 2オ～17オ
- （2）安政6年9月5日支給「給料撫育」 19オ～21ウ
- （3）安政6年「土人給料勘定」 22オ～86ウ
- （4）安政6年「撫育」 88オ～91ウ
- （5）万延元年「極老孤長病土人」への「撫育」 92オ～93ウ
- （6）万延元年「土人給料勘定」 94オ～107ウ
- （7）万延元年「撫育」 108オ～110ウ
- （8）文久元年「土人介抱」 111オ～116ウ
- （9）文久元年「土人給料勘定」 117オ～130ウ
- （10）文久元年「撫育」 131オ～134オ
- （11）文久元年幕府よりの支給品 134ウ～135オ
- （12）文久2年渡守「土人給料勘定」 136オ～150ウ
- （13）文久2年「撫育」 151オ～154ウ
- （14）「軽物納」 157オ～161ウ

Ⅰ初編では、（1）～（3）の分析を行った。Ⅱ本稿では、（4）について検討する。

3 帳簿の各部

（4）安政6年「撫育」 88オ～91ウ

「88オ」冒頭には、「従是撫育渡方覚／此分五才五十二才之者迄／且又六十以上之老人之者江／日々式合宛遣し候分」とある（筆者註：「／」は改行を示す。以下同）。そして、「ライチシカ村／ヨンハヲトエ家内／ソ、ロケ／トイラツク／ヰ／一、米九斗六升 五月五十二月迄／此造り米拾貳俵」と記され、次の「88ウ」から「91ウ」まで、ほぼ同形式の記載が続く。ソ、ロケ、トイラツクは、Ⅰ初編で紹介した「文久2年（1862）アイヌ人別帳」（『北蝦夷地用』の「2オ」～「17オ」）。Ⅰ初編で〔表3〕として整理）において、ヨンハヲトエ家構成員として「同人女子 ソ、ロケ」13才（8ウ）、「ケマシトンケマ弟 トイラツク」15才（8ウ）と記される。1859（安政6）年当時は、10才、12才ごろであったと推測される。

〔表9〕は、「88オ」～「91ウ」の記載内容を整理したものである。「村」「肩書き」「名前」「期間」「石」「斗」「升」「此造米（俵）」の列は、記載内容、もしくは数値を入力している。例えば、「ライチシカ村／ヨンハヲトエ家内／ソ、ロケ／トイラツク／ヰ／一、米九斗六升 五月五十二月迄／此造り米拾貳俵」であれば、「村」の列に「ライチシカ村」、「肩書き」の列に「ヨンハヲトエ家内」、「名前」の列に「ソ、ロケ」「トイラツク」、「期間」の列に「五月五十二月迄」を「5～12月」、「石」「斗」「升」の列に「一、米九斗六升」を「斗」に「9」、「升」に「6」、「此造米（俵）」の列に「此造り米拾貳俵」を「12」と入力している。以下、同様の入力である。

「No.」の列は、筆者が便宜的に付けたもので、出てくる人名に順番に1～29の番号を付した。「88オ」～「91ウ」で29人分の記載があるということになる。

「1862年人別」の列は、「88オ」～「91ウ」記載の29名の特徴を分析するために、『北蝦夷地用』「2オ」～

「17オ」記載の人別帳の「肩書き」「名前」「年齢」の情報を参考として入力したものである。

「升換算」の列は、「石」「斗」「升」の数値を筆者が升到換算して示した値である。

次に「88オ」～「91ウ」の記載内容について、〔表9〕を用いながら整理しておこう。人名は全部で29名であるが、「撫育」の対象は21の家である。例えばNo.1ソ、ロケとNo.2トイラツクは、「ヲンハヲトエ家内」として9斗6升＝12俵の米が渡されている。「撫育」の対象は個人であるが、支給は家を単位としている。

また、No.3ニシユヤンケマ、No.4ヲシユヲは「ヲホリ家内」として9斗6升＝12俵、No.5ワンワチシは「ニセレミセカ家内」として4斗8升＝6俵、No.18ヌカヒランマ、No.19チワシケタ、No.20フシチカ女子壹人は「キリホクシランケ家内」として1石4斗4升＝18俵が渡されている。「撫育」対象者が1家につき1人の場合は4斗8升、1家2人の場合は9斗6升、1家3人の場合は1石4斗4升である。したがって、「撫育」は、1人につき4斗8升＝6俵である。〔表9〕を見る限り、No.1～No.29すべての「撫育」対象者に4斗8升の米が一律に渡されていることがわかる。

次に〔表9〕の「期間」に注目すると、No.1～No.29すべてが「5～12月」となっている。「5～12月」は8か月間であるから、8か月で4斗8升＝48升渡された米は、単純に8で割れば、1か月につき6升の米であったと推測できる。さらに1か月を30日とすれば、6升＝60合を30で割ると、1日2合となる。これは「88オ」冒頭の「日々式宛遣し候分」という記述と合致することになる。

I 初編において、1859（安政6）年9月5日に足軽石嶋清助が実施した「給料撫育」を紹介した（東 2018：13-14）。帳簿『北蝦夷地用』の「19オ」～「21ウ」が該当部分である。この部分は、「給料」の額と「撫育」として支給された物品の書き上げである。ここでいう「撫育」とは、具体的には、「縞」「浅黄絞り」「かね網」「蜀江錦」「茜」「掲布」等の反物や切れ、及び「清酒」「合羽」の支給であった。

I 初編において、筆者は、幕府・箱館奉行による「撫育」を、日本側の支配の有り難みをアイヌに実感させることを目的とした物品や教諭のことであり、何らかの理由により支給される手当のこととして論じた（東 2018：14）。物品の支給という点で、「19オ」～「21ウ」の「撫育」と、「88オ」～「91ウ」の「撫育」は一致している。しかし、前者が反物・切れなど具体的な品名の記述であるのに対し、後者は1人あたり4斗8升の米の支給である。

ここで帳簿分析を離れ、「撫育」とは何かについて整理しておきたい。高倉新一郎は、「後幕府直轄時代」（第

二次幕府蝦夷地直轄期）の「撫育」について次のように述べている（高倉 1972：352-353）。

一 撫育

未だ同化しない者を同化し、すでに同化した者をますます帰服させるためには、ことに蝦夷のように接触も古く、性質が温和な者に対しては、威圧よりもむしろ撫育を手段とせねばならぬ。幕府が未だ勢力のおよばない所にある者を招き、すでに帰服したものを心服させるためにとった方策は撫育であった。そしてこの撫育は、すでに行なわれた蝦夷地では在来の慣習を励行するに止どめたけれども、この期の問題の中心であった樺太ではやや積極的な方針が採用された。

蝦夷地における撫育ならびに諸給与は、場所によってその種類・数量を異にするし、また時により変化はあったらしいが、各場所ともに大きな差は認められなかった。樺太でも大体仕来りを守ることになったが、従来男女共、運上家にて働く者には一日七合五勺、男女老人、子供ならびに病気で働けない者、および極老の者には、一日米五合を給与する制を、蝦夷人は食料として米を珍重せず多く魚類を食料とし従前の制は虚文に等しかった事実に着目し、これを整理して、老人・子供ならびに病気で働けない者および極老の者への撫育米は一日二合とし、残り三合分は飯料の魚類を取りうる余暇を与え、運上家が世話をして貯えさせ、さらに不足の分は運上家から補給することにし、二合の撫育米も不必要な場合はこれを積んでおいて品物替にして与える規定に改めた。その外、漁場働をした者が仕事を終って帰村した場合、その日からやはり同様の撫育を受け得るようにした。ここに撫育拡張の例を見るのである。（後略）

高倉は、「撫育」の語をはっきりと定義して用いているわけではないが、前段においては、「撫育」を「同化」あるいは「帰服」の手段とし、「威圧」の対置概念として用いる。その一方、後段においては、「蝦夷地における撫育ならびに諸給与は」と記し、「諸給与」と並列可能な意味の語として使っている。そして、運上家で働く者に1日7合5勺、男女老人・子ども、病気で働けない者、極老の者へ1日5合を配給するしくみ、すなわち米（「撫育米」）を給与する制として、「撫育」の内容を説明する。

菊池勇夫氏は、「撫育」について「幕府のアイヌ統治政策は、大きくいって二つの柱から成り立っていたと思われる。ひとつは「撫育」（「介抱」ともいった）の政策である。場所請負制による利欲・私曲がアイヌ疲弊を生

みだし、このためアイヌがロシア人に気脈を通じかねないという危機認識が幕府役人に強く存在していた。請負商人＝松前藩の「苛政」を糾弾することによって、幕府があたかもアイヌの解放者であるかのように登場し、「撫育」の論理をふりかざしたのである」(菊池 1991: 110-111)、「後期幕領期には「撫育」のほうが多用されているが、「介抱」と内容的にあまり変わらない」(菊池 1991: 216)、「一八世紀までは「介抱」という語は、交易のさいの土産物あるいは交易そのものの意で松前藩で使われていたが、「介抱」または「撫育」が蝦夷地統治の政治的スローガンとなったのは寛政の幕府蝦夷地直轄以降のことである」(菊池 1991: 293)と説明する一方、「下され物というのは、儀礼や年中行事のたびの機会を通して、アイヌの乙名・小使・土産取などといった役柄・地位に応じて支給された米・酒・煙草・ハレ着・マキリ(小刀)などのことであるが、介抱・撫育とは狭義にはこの下され物を指した」(菊池 2013: 111)と説明する。菊池氏の解釈に依拠すれば、高倉の記述の前段は、幕府のアイヌ統治の政治スローガンとしての広義の「撫育」、後段は「下され物」を与えるという意味の狭義の「撫育」ということになる。

ところで高倉は、後段の「撫育」の説明に際し、4か所に脚注を付し、一次史料の叙述を根拠としながら論述している。根拠とされた史料は4つあり、いずれも『幕末外国関係文書』収録の「箱館奉行所文書」⁽²⁾であり、北蝦夷地(サハリン・樺太)駐在の箱館奉行所役人に係る文書である。次の史料1～4がそれである。

史料1「蝦夷土人給料定書並蝦夷土人へ遣し物定書」(『幕末外国関係文書之十四』第128文書)

史料2「土人撫育之儀に付相伺候書付」(『幕末外国関係文書之十四』第216文書)

史料3「北蝦夷地土人撫育方取極書」(『幕末外国関係文書之十六』第48文書)

史料4『幕末外国関係文書之十五』第193文書

史料1は北蝦夷地場所支配人代等より、箱館奉行支配向へ差出の辰(1856(安政3)年)6月付けの文書で、「土人共給料之定書」と「土人共江遣置候廉々定書」の2つの定書からなるものである⁽³⁾。1856年6月は、幕府が蝦夷地を直轄(第二次直轄)した翌年で、蝦夷地の「場所請取」として、箱館奉行支配組頭の向山源太夫が北蝦夷地へ派遣された時である。したがって、この2つの定書は、松前藩領時代(復領期)のアイヌの給料と下され物の規定を書き上げたもので、それを場所支配人代等が向山へ報告したものと考えられる。その後者の定書のなかに、次のような記述がある。

なお、漢字の旧字等は適宜新字へ改め、必要に応じて読点を加えた。また、〔 〕内の文字は割注を示す(以下同)。

一、男女日勤之者者、

一日ニ米七合五勺宛遣し来り候、

一、男女老人〔セカチカナチ〕并病氣ニ而仕事不致者ハ、

一日米五合ツ、遣し来り候、

一、男女極老之者ハ、

一日ニ米五合ツ、遣来候、其外手当致置候、

これによれば、松前藩復領期の北蝦夷地では、「日勤之者」へ1日米7合5勺、「老人」、「セカチ」、「カナチ」、「病氣」の者へ1日米5合、「極老之者」へ1日米5合と手当を支給する規定であったことがわかる。

史料2は、北蝦夷地詰箱館奉行支配調役並并同出役であった佐藤桃太郎、磯村勝兵衛(起案者)が1856(安政3)年8月付けで上申した文書で、上役の組頭向山源太夫、河津三郎太郎、力石勝之助、及び箱館奉行堀織部正の御小印済(決済済)の書付である⁽⁴⁾。そこには、次のような記述がある。

土人共撫育之儀、御談之廉篤与是迄之事情を相糺候処、一体漁業其外働いたし候者江者、給料之外一日玄米七合五勺ツ、老少并病人等ニ而不致働候者江者、同五合ツ、為撫育差遣候へ共、内実者は迄之儀者少分之手当ニ而、殊ニ遠方之者共江者、稀ニ聊之品差遣、外ニ者土人飯料之魚類不漁ニ而差支候節、願出次第運上家と相廻し候迄之義ニ有之、夫故年々凡米四千俵程充差下し、右ニ而一切取賄来候趣、此内勤番人数并番人共飯米凡四百七拾俵、働土人給料凡六百俵、廉々遣し米凡貳百俵、三口合米千貳百七拾俵引、

「(朱書) 勤番人数三拾四人、一日壹人ニ付米五合ツ、

此七拾日分拾壹石九斗、

此四斗俵直し貳拾七俵余之處貳拾八俵、

番人百拾四人

内

越年之者一个年壹人ニ付五俵、此五拾人ハ貳百五拾俵、

引揚之者〔春と秋迄〕壹人ニ付三俵、此六拾四人ハ百九拾貳俵、

三口ハ

米四百七拾俵

働土人凡千人、壹人ニ付貳斗四升ツ、ハ貳

百四拾石、
 此四斗俵直し六百俵、
 土人江廉々遣し米凡貳百俵之見込、
 惣メ合米千貳百七拾俵」
 残り貳千七百三拾俵者全く撫育米ニ御座候、然ル
 処、私領仕来定之通場所詰役々々嚴重相渡候得者、
 凡八千五百五拾俵ニ相成り、
 「(朱書) 此訳
 土人惣人別貳千六百七拾七人
 内
 五才以下之者三百七拾七人、手当なし、
 働之者千人、一日壹人ニ付米三合ツ、メ三石、
 〔是ハ七合五勺之飯米ニ御座候得共、多分者漁
 場を働、多く魚類を食候ニ付、平均米三合ツ、
 之見込、〕
 此三百六十日分メ千九(八カ)拾石、
 此四斗俵直し貳千七百俵、
 働致さゝる者千三百人、一日壹人ニ付米五合
 ツ、メ六石五斗、
 此三百六十日分メ貳千三百四拾石、
 此四斗俵直し五千八百五拾俵、
 惣メ
 合米八千五百五拾俵、
 内
 是迄遣来候撫育米貳千七百三拾俵引、
 残而
 米五千八百貳拾俵、此度々相増候分」
 格外之相違ニ付、尚又情実を相糺候処、土人食料之
 儀者、魚類を好ミ、米者濁酒ニ造り、又者聊ツ、食
 料ニ加へ候迄之義ニ付、是迄迄も米ニ者差支無之候
 得共、使役烈敷、飯料之魚類を取得候事相成兼、致
 難儀居候趣ニ相聞、右等之事情ニ就而勘考仕候処、
 前文之通撫育米格外致増加候而者、請負人共之力ニ
 茂行届兼、却而後弊を生し候敷、亦者永続相成兼候
 敷之ニツニ成行、其上土人共者強而相望候品ニ無之、
 旁双方之情実ニ違ひ、永久之場合如何可有之哉、依
 而者第一ニ土人共江飯料之魚類を取得候余暇を与へ、
 尚飯米ニ茂猶予を相附ケ、溜米与品替ニわたし⁽⁵⁾、
 木綿類ニ而も差遣候位ニ為致候見込を以取調候処、
 働人⁽⁶⁾者是迄之通一日壹人ニ付玄米七合五勺ツ、
 働致さす候者江者、同断貳合ツ、⁽⁷⁾、外三合分者、
 「(朱書) 働之者千人、前同断、
 貳千七百俵、
 働致さす候者千三百人、一日壹人ニ付、米貳合
 ツ、メ貳石六斗、
 此三百六拾日分九百三拾六石、
 此四斗俵直し貳千三百四拾俵、

貳口メ
 合米五千四拾俵、
 内
 是迄遣来候撫育米貳千七百三拾俵引、
 残而
 米貳千三百拾俵、此度々全相増候分、
 但、此内ハ衣類之手当も出来可申候、」
 魚類ニ而差遣候得者、請負人共茂行立、双方難渋之
 場合ニ無之候得者、御仕法嚴重行届可申与奉存候得
 共、尚未タ情実を不尽儀も可有之哉、懸念仕候間、
 支配人共江之申渡者左之通取調申候、
 申渡
 一、男女土人 仕事致し候もの、
 一日 玄米七合五勺ツ、
 一、老人男女〔セカチカナチ〕病人等にて仕事不致
 候もの、
 一日 玄米貳合ツ、
 外魚類三合分
 右之通格別之訳柄を以申渡候上者、土人撫育方弥正
 路ニ取計可申、尚追々被仰出候儀も可有之候事、
 右之通差向候儀ニ付、仮ニ申渡置候様可仕哉、此段
 相伺申候、以上、
 辰八月

佐藤桃太郎
 磯村勝兵衛

これによれば、史料1で見たとおり、松前藩復領期の
 「撫育」は、「漁業其外働いたし候者」に対し、給料のほ
 かに1日玄米7合5勺、「老少」「病人」で働きのない者へ
 は5合ずつを支給するのが規定であり、「給料」と「撫
 育」は別物であったことがわかる。しかし実際は、規定
 の通りの玄米は支給されていなかった。「仕来定之通」
 に支給すれば、1年につき8,550俵が必要となるはずで
 あるが、実際に北蝦夷地へは4,000俵しか送られておら
 ず、勤番や番人の飯米が470俵、アイヌへの給料分が
 600俵、「廉々遣し米」が200俵で、3つ合わせて1,270俵、
 残りの2,730俵が「撫育米」という内情であった。

規定の半分程度で賄われていた理由として、アイヌは
 魚類を好むこと、及び米は濁酒の製造や、食料に若干加
 えるのみで、米の供給に支障がなかったことをあげる。
 その結果、漁場労働者へは規定の1日7合5勺の半分以下
 の平均3合程度の「飯米」支給で賄われていたのである。

さらに、雇用者側(請負人)の激しい使役により、被
 雇用者側(アイヌ)が、十分な飯料=魚類を確保できて
 いないのが現状であった。だからといって、これを是正
 して規定通りの米をアイヌへ支給したとしても、請負人
 側の負担が増え対応できなくなるばかりか、逆にアイヌ

側も不必要な米を宛てがわれるだけといった矛盾も問題であった。

佐藤と磯村は、新たな改革案として、アイヌたちへ飯料＝魚類を確保する余暇を与え、米（「溜米」）と木綿類の交換を制度化することとし、「働土人」へは1日玄米7合5勺、「働致さす者」へは玄米2合と3合分の魚類を支給する規定への改めを提案する。

史料3は、冒頭に「土人撫育方并香典之儀、左之通り取極置候事、／巳五月 佐藤桃太郎 印／磯村勝兵衛 印」とある1857（安政4）年5月付けの文書である⁽⁸⁾。そこには次のような記述がある。

一、土人撫育米、壹人一日貳合之積を以、有余米有之候節、土人品替ニいたし、当人望之品ニ而相渡し、其余三合分之魚類者、前飯米同様、時々相渡候訳ニ者無之、右者土人共江飯料之魚類を取得候余暇を相与へ、運上屋方世話いたし遣し、貯方為致可申、万一不漁又者世話等行届す、貯方も相成兼候節者、取調之上、取続相成候様渡方為致可申、右渡方之魚類者⁽⁹⁾、兼而運上屋江備置候様為致候事、

一、土人死去之節、香典之儀者、七才未満差遣候ニ不及、七才以上、セカチ、カナチ与相唱へ、壹人前之働も相成兼候もの江者、仕来半減之香典差遣候様為致候事、

巳五月

佐藤・磯村が発案した新たな「撫育」制度は、その後実行に移されたようで、「撫育米」は1日2合、「有余米」は「品替」可能なくみに改まったことがわかる。また、アイヌたちが自らの分の飯料＝魚類を確保できるよう余暇を与えるとともに、支障が出ないように、運上屋における魚類の備蓄が指示されている。

史料4は、1857（安政4）年1月に北蝦夷地東海岸「奥地」へ派遣された足軽小島文作のアイヌへの申渡を書き上げたものである⁽¹⁰⁾。その第1と第2の条文に、

一、今般難有 御旨意ニ而、病人者不及申、老人子供其外稼方出来兼候者江、一日米貳合宛被下候事、猶又魚類之貯不足之節者、御役人江願出へし、被下候事、

一、運上屋江雇稼ニ相越候者、仕事相済帰り候へ者、是又其日より、男子とも一日米貳合ツ、被下候事、猶魚類前同様願出次第被下候事、

とある。第1条には「病人」「老人」「子供」への1日米2合の支給、第2条には「雇稼」の者の「雇稼」終了の日からの1日米2合ずつの支給が記される。

このように史料1～4の原文を読んでも、高倉の「撫育」に関する後段の記述は、史料1～4の記述をかなり端折って記していることがわかる。ただし、高倉の記述内容の大意は、史料1～4の内容を大きく逸脱するものではない。

高倉は、この北蝦夷地における「撫育」の改革を「撫育拡張」と表現している。「拡張」の解釈はさておき、史料1～4の原文を見る限り、佐藤・磯村の改革案は、彼らなりの、アイヌの実態に即した改革案であったと言える。すなわち、改革案の骨子は、①規定どおりの「撫育米」支給、②「撫育米」の品替え可能化、③雇用期間終了時からの「働土人」への1日2合の「撫育米」支給、の3点である。①は、「働土人」に対する給料と1日7合5勺の「撫育米」の支給、及び「病人」「老人」「子供」への1日米2合＋魚類の支給である。この改革案が本当に実行されていれば、松前藩復領期に比べ、より「撫育」が手厚くなったと言えるだろう。

しかし、実際のところ、これらは実行されたのであろうか。ウショロ場所の例で言うと、I 初編において分析した1859（安政6）年の「給料勘定」（22才～86才）は、いわゆる「働土人」の「給料」の詳細の書き上げであったが、1日7合5勺に相当する「撫育」に相当する記述は含まれていなかった。また、9月5日の「給料撫育」（19才～21才）は、「給料勘定」に比べ給料の額はきわめて少額であり、詳細は不明であるが、「給料勘定」とは人数も一致しないことから、少なくとも1日7合5勺の「働土人」への「撫育」に係るものではないと考えられる。

以上の点を踏まえて、再び帳簿分析に戻ろう。「88才」～「91才」の部分は、「88才」冒頭の「従是撫育渡方覚」の記述からして、「撫育米」の支給者と数量を書き上げたものと言える。

No.1～29の「撫育」対象者29名には、1日2合の「撫育米」が支給されていることを先の分析で導き出した。「88才」冒頭には「此分五才占十二才之者迄／且又六十以上之老人之者江」とあり、この部分は、5～12才の年少者と、60才以上の「老人之者」への「撫育」を書き上げているように読める。しかし、非「働土人」に対する「撫育」では、「病人」も対象になっているはずである。そこで、1862（文久2）年の人別帳の情報をNo.1～29の人名と対照させてみると、13～59才の者も含まれていることが判明する。例えば、No.17トラサンケは32才、No.18ヌカヒランマは59才、No.22シンノウツケは59才とあり、1859年当時はそれぞれ29才、56才、56才ごろであったと推測される。また、No.9ヲソマアイヌ、No.13ウ子ンケソマは、それぞれ52才、57才で病死していることもわかる。したがって、この6名は「病人」であり、それゆえに「撫育」が渡されていた可

能性が高い。

また、29名の「期間」はすべて5～12月であった。I初編で分析した1859（安政6）年の「給料勘定」も5～12月が対象となっている。したがって、この「給料勘定」と「撫育」の部分は連動していると考えられる。すなわち、「給料勘定」は「働土人」、「撫育」は非「働土人」を対象とした部分ということである。

まだ分析途中ではあるが、1859（安政6）年の「働土人」の「撫育」に関する記述は、帳簿『北蝦夷地用』からは確認できない。すなわち、佐藤・磯村の改革案の①～③の規定は、帳簿に該当部分が記載されていない以上、現段階では実態が不明と言わざるを得ない。

最後に「撫育」対象者と家の関係について見ておく。「撫育」は5～12才の年少者、60才以上の高齢者、病人のいずれかに当てはまる人に宛てがわれる手当である。対象は個人であるが、支給は「家」単位となっている。「88オ」～「91ウ」には、ランハヲトエ家内以下、21の家が記される。21家29名が「撫育」対象ということである。

I初編において、1862（文久2）年人別帳に見えるアイヌの家と人数は、23家179人（うち男性93名、女性86名）であることを述べた。また、1859（安政6）年の「給料勘定」の対象は69名（男性45名、女性23名、不明1名）であった。「撫育」は29名であるから、「給料勘定」と「撫育」合わせて98名となる。人別帳の年代と「給料勘定」「撫育」の年代に3年のズレがあるので、単純に引き算はできないものの、約80名は「給料勘定」も「撫育」も対象外となっていると推定される。

4 まとめにかえて

「撫育」とは、「かわいがり大事に育てること」、「常に気を配り、大切にそだてること。愛し養うこと」が現代の辞書における意味である。しかし、幕府・箱館奉行所役人が公文書等で用いる「撫育」とは、場所請負人による悪弊からアイヌを解放するという意味合いを含む役所・役人の政治スローガンであり、ここには華夷思想、すなわち“未開”、“野蛮”な異民族＝アイヌを“手懐ける”、あるいは“懐柔する”という意識を多分に内包していることに注意しなければならない。

制度運用上の「撫育」（菊池勇夫氏が言うところの狭義の「撫育」）とは、具体的には下され物のことを指し、II本稿では主に米の手当＝「撫育米」であった。「撫育米」は5～12才の年少者、60才以上の高齢者、病気の者を対象としており、個人を対象としながらも、支給は家を単位としていた。家単位の支給は、家長への支給であった可能性を想定できる。すなわち、家の構成員を扶

養する手当が、この「88オ」～「91ウ」の部分であると位置づけることも可能であるが、今後詳細を検討していきたい。

これまで「撫育」の制度は、高倉新一郎の研究などにより、制度の概要が紹介されるにとどまっていた。しかし、II本稿においては、「撫育」対象者への具体的な支給実態まで掘り下げて分析を試みた。ウシヨロ場所は、北蝦夷地のなかでもロシア側と対峙する北の辺境の地にある。I初編で分析した「給料勘定」や、II本稿で分析した「撫育」は、1859（安政6）年から本格的にはじまったと考えられる。ここに示された1859（安政6）年の「撫育」の姿は、佐藤・磯村が改革した「撫育」制度が部分的に表出されたものであり、ウシヨロのアイヌへの「撫育」は、北蝦夷地全般の「撫育」に則った形で実行された可能性を、本稿の分析から指摘できるのである。

付記

本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究（C）（一般）「蝦夷地のアイヌ有力者が入手した外来交易品と勘定システムの成立に関する研究」（課題番号：16K03007、補助事業期間：平成28年度～平成32年度、研究代表者：東俊佑）の成果である。

註

- (1) I初編においては、(1)～(13)に大別した。今回、内容を精査した結果、(1)～(14)に大別することとした。I初編と齟齬が生じたことを謝して訂正したい。
- (2) 『幕末外国関係文書』は、東京大学史料編纂所が編纂・刊行する大日本古文書の一シリーズである。1853（嘉永6）年以降の外交関係文書を収録したもので、箱館奉行の関係文書（箱館奉行所文書）もその対象となっている。
- (3) 『幕末外国関係文書之十四』第128文書の出典には「白主会所留記」とある。これは、北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書『北蝦夷地御用留』（請求番号00010）第24文書（No. 19）、及び第25文書（No. 20）と考えられる。
- (4) 『幕末外国関係文書之十四』第216文書の出典には「福田作太郎筆記／白主会所留記」とある。これは東京大学史料編纂所所蔵「福田作太郎筆記」の『北蝦夷地御用留』（請求番号4251/7/27-15）第5文書、及び前掲(3)『北蝦夷地御用留』第82文書（No. 68）と考えられる。なお、後者は（向山）源太夫の御小印済である。
- (5) 前掲(3)『北蝦夷地御用留』第82文書（No. 68）では「溜米与品替ニいたし」とある。
- (6) 前掲(5)では「働土人」とある。
- (7) 前掲(5)では「同断同式合ツ、」とある。
- (8) 『幕末外国関係文書之十六』第48文書の出典には「箱館奉行書類之内白主御用所留記」とある。これは北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書『御用留 北蝦夷地仕出之部』（請求番号00024）の第17文書（No. 19）と考えられる。
- (9) 前掲(8)では「尤右渡方之魚類者」とある。
- (10) 『幕末外国関係文書之十五』第193文書の出典には「箱館奉行書類之内白主御用所留記」とある。これは前掲(8)『御用

留 北蝦夷地仕出之部』第6文書 (No. 8) と考えられる。

参考文献

東俊佑 2018. 「土人給料勘定」のしくみ (I) —北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—, 北海道博物館研究

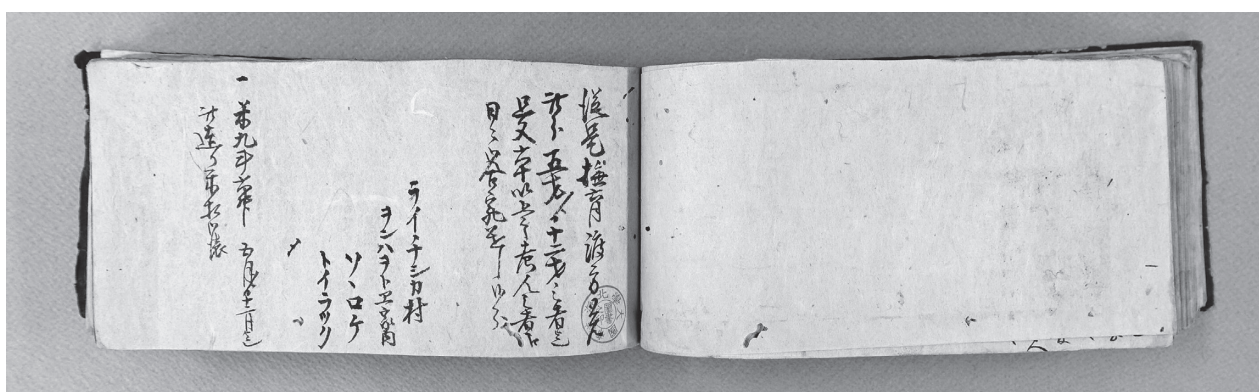
紀要, 第3号, 北海道博物館.

菊池勇夫 1991. 北方史のなかの近世日本, 校倉書房.

菊池勇夫 2013. アイヌと松前の政治文化論—境界と民族, 校倉書房.

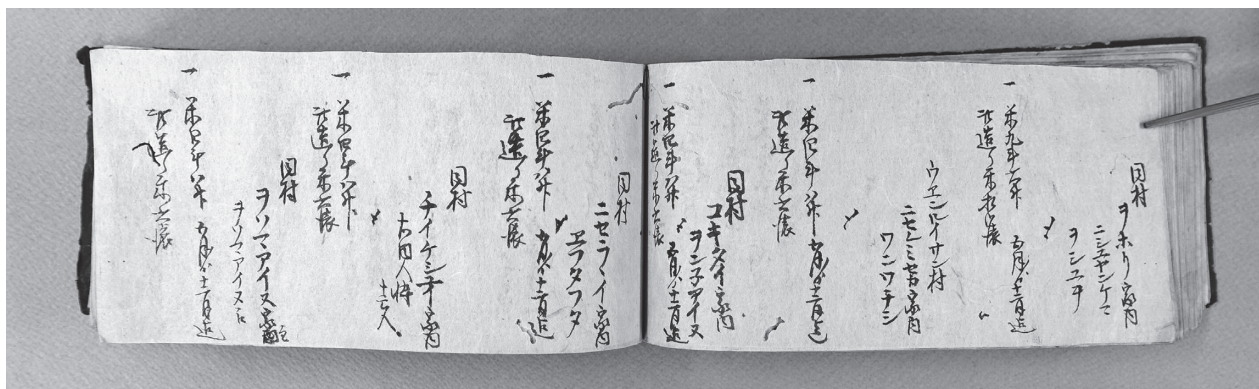
高倉新一郎 1972. 新版アイヌ政策史, 三一書房.

史料写真



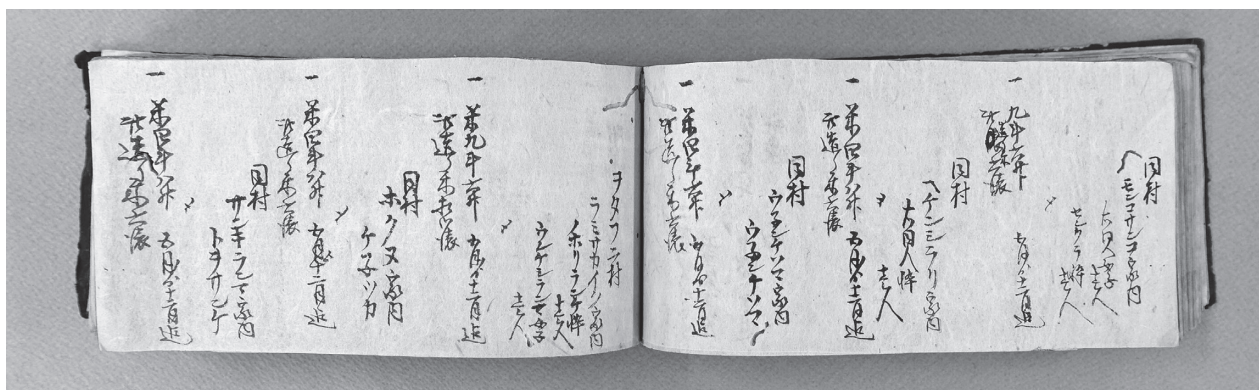
88オ

87ウ



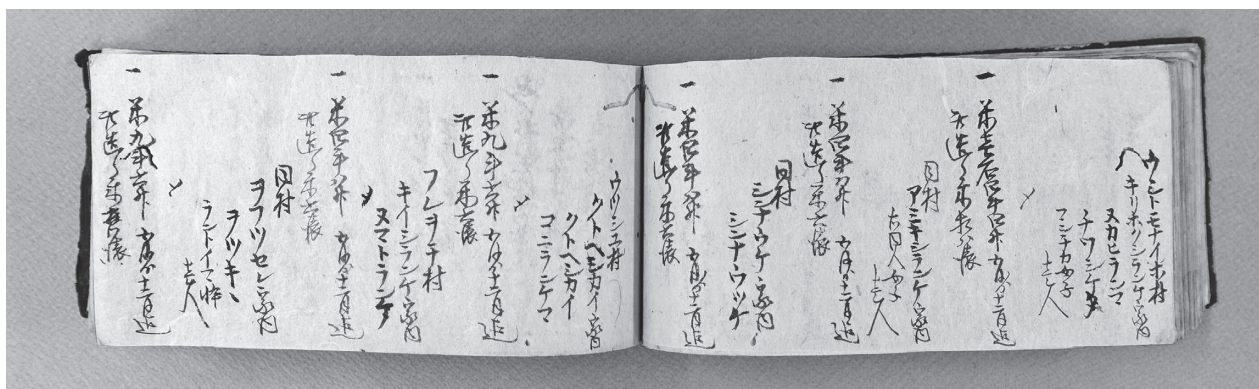
89オ

88ウ



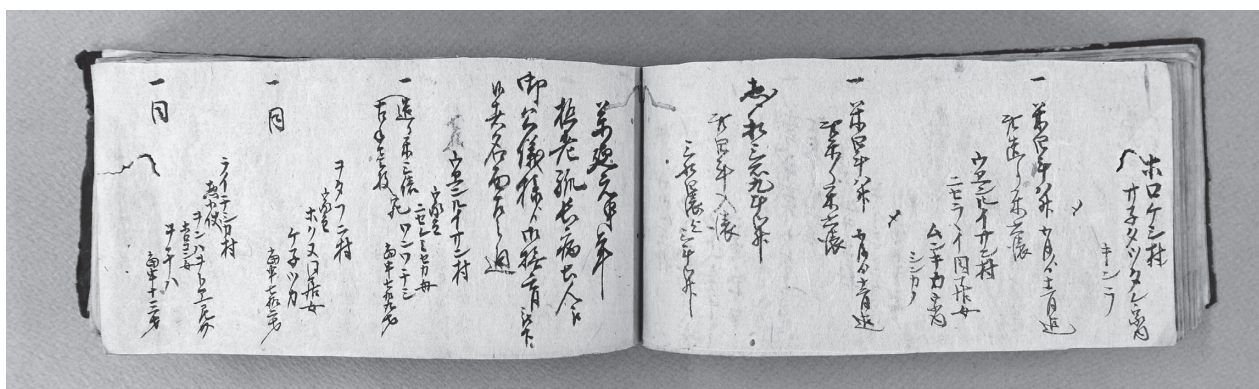
90オ

89ウ



91オ

90ウ



92オ

91ウ

表9 撫育渡方覚 (88オ～91ウ)

No.	丁番	村	肩書き	名前	1862年人別			撫育米					
					肩書き	名前	年齢	期間	石	斗	升	升換算	此造米 (俵)
1	88オ	ライチシカ 村	ヲンハヲト エ家内	ソ、ロケ	同人 (ヲンハヲト エ) 女子	ソ、ロケ	13	5～12月		9	6	96	12
2				トイラツ ク	ケマシトンケマ弟	トイラツ ク	15						
3	89ウ	ライチシカ 村	ヲホリ家内	ニシユヤ ンケマ	同人 (ヲホリ) 娘	ニシユヤ ンケマ	11	5～12月		9	6	96	12
4				ヲシユヲ	同人 (ヲホリ) 女 子	しゆん	7						
5	89ウ	ウエンルイ サン村	ニセレミセ カ家内	ワンワチ シ	ニセレミセカ母	ワンワチ シ	81	5～12月		4	8	48	6
6	89ウ	ウエンルイ サン村	コキタイ家 内	ヲン子ア イヌ	同人 (コキタイ) 男子	ヲン子ア イノ	11	5～12月		4	8	48	6
7	89オ	ウエンルイ サン村	ニセラ、イ 家内	エフタフ タ	※ニセラ、イ母エフタフタ76才にて1860年1月4日病死			5～12月		4	8	48	6
8	89オ	ウエンルイ サン村	チイケシユ イ家内	右同人悴 壱人	同人 (チセキシユ 井) 悴	チウケウ エコラ	8	5～12月		4	8	48	6
9	89オ	ウエンルイ サン村	ヲソマアイ ヌ家主	ヲソマア イヌ	※家主ヲソマアイノ52才にて1860年2月16日病死			5～12月		4	8	48	6
10	89ウ	ウエンルイ サン村	モンコサン コ家内	右同人女 子壱人	同人 (モンコサン コ) 女子	□ん	8	5～12月		9	6	96	12
11				センクラ 悴壱人	センクラ悴	イコテシ ランケ	9						
12	89ウ	ウエンルイ サン村	ヘケンシラ リ家内	右同人悴 壱人	同人 (ヘケンシラ リ) 悴	弁太郎	10	5～12月		4	8	48	6
13	89ウ	ウエンルイ サン村	ウ子ンケソ マ家内	ウ子ンケ ソマ	※家主ウ子ンケソマ57才にて2月17日夜病死			5～12月		4	8	48	6
14	90オ	ヲタフニ村	ラムサカイ ク家内	ノホリラ ンケ悴壱 人	同人 (ノホリラン ケ) 悴	カンウン ヒタ	9	5～12月		9	6	96	12
15				ウンケシ ランマ女 子壱人	同人 (ウンケシラ ンマ) 女子	シクシサ ンケマ	6						
16	90オ	ヲタフニ村	ホクヌ家内	ケ子ツカ	同居 (ホクヌ家) 女	ケ子ツカ	74	5～12月		4	8	48	6
17	90オ	ヲタフニ村	サンキラ ンマ家内	トヲサン ケ	家主男	トヲサン ケ	32	5～12月		4	8	48	6
18	90ウ	ウシトモナ イホ村	キリホクシ ランケ家内	ヌカヒラ ンマ	キリホクシランケ 兄	ヌカヒラ ンマ	59	5～12月	1	4	4	144	18
19				チワシケ タ	同人 (キリホクシ ランケ) 娘	チワシケ ト	15						
20				フシチカ 女子壱人	?	?	?						
21	90ウ	ウシトモナ イホ村	アミキシラ ンケ家内	右同人女 子壱人	同人 (アミキシラ ンケ) 女子	壱人	7	5～12月		4	8	48	6
22	90ウ	ウシトモナ イホ村	シンナウケ 家内	シンナウ ツケ	家主男	シンナウ ツケ	59	5～12月		4	8	48	6
23	91オ	ウツシユ村	クトヘシカ イ家内	クトヘシ カイ	家主	クトヘシ カイ	63	5～12月		9	6	96	12
24				コニラン ケマ	同人 (レアンハア イノ) 女子	コニラン ケマ	10						
25	91オ	フレヲチ村	キイシラン ケ家内	ヌマトラ ンケ	同人 (キイシラン ケ) 男子	ヌマトラ ンケ	12	5～12月		4	8	48	6
26	91オ	フレヲチ村	ヲフツセ レ家内	ヲツキ、	同人 (ヲフツセ ル) 男子	ヲツキ、 事コタン トカ	14	5～12月		9	6	96	12
27				ラントイ マ悴壱人	?	?	?						
28	91ウ	ホロケシ村	サ子タツタ レ家内	キンラ	ヌイトクシマ女子	キンラト リマ	11	5～12月		4	8	48	6
29	91ウ	ウエンルイ サン村	ニセラ、イ 同 居 女 ムンキカ家 内	シンカノ	同人 (ニセラ、井 同居ホロコタン女 ムンキカ) 悴	シンカノ	11	5～12月		4	8	48	6

※□は虫損等により判読不能の字1字を示す。

Ainu Salary Accounting System (II): Analysis of Kita Ezochi You, Account Ledger on Regional Management in Ushoro Region

Shunsuke AZUMA

The "Ainu Salary Accounting System" series continues from last business year, introducing information from the Ainu census register and an account ledger which lists amounts of salaries and allowances (*buikuhin*, "care items") in the Ushoro region (currently Orlov, Sakhalin Oblast, Russia), which was located on the western coast of Sakhalin (Karafuto). This series summarizes results of analysis of these materials. This paper considers the "care allowances" (*buiku*) section from May through December 1859, found in pages 88-91 of the account ledger.

"Buiku" was a political slogan of the Tokugawa shogunate and the Hakodate magistrate's office, which included the meaning of freeing the Ainu from abusive practices of the trading post mer-

chants during Matsumae period II (1821-1855). Specifically, by giving items (gifts) such as rice, sake, and cloth or textiles such as cotton and silk, this policy sought to tame the primitive and barbarous Ainu and instill a sense of gratitude to the Japanese administration.

For the Ainu in Kita Ezochi (Sakhalin), the "buiku" system provided 7.5 gou (1.35 liters) of unmilled rice per day for employees at fisheries or similar industry. For the ill, youths aged 5-12, or seniors aged 60 and above, the "buiku" system provided 2 gou (0.36 liters) of unmilled rice, as well as fish. The ledger lists 29 names regarding the "buiku" for such unemployed people. These allowances were issued in lump provision to each family which had eligible members.